

就職・転職・資格取得を

就
職

応援します！

自立支援教育訓練給付金

こども支援課

☎027-220-5701

ひとり親家庭の親の就業の促進と自立を支援するため、教育訓練給付金を支給します。職業能力を高めるため、指定された教育訓練講座を受講し、資格取得を目指す人が対象です。希望者は必ず講座を申し込む前に事前相談をしてください。

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親家庭の親で、以下のすべての項目に該当する人

- ・児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準にあること
- ・過去に同給付金の支給を受けていないこと

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

【支給額】

受講料の一部を支給（受講する講座により支給割合が変わります）

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、ハローワークからも受講料の一部が支給されます。

※講座申し込み後の申請は対象になりません。

高等職業訓練促進給付金等事業

こども支援課

☎027-220-5701

ひとり親家庭の親が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格の取得を目指して養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。希望者は入学前の事前相談が必要です。

就
職

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親家庭の親で、以下のすべての項目に該当する人

- ・児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準にあること。
- ・定められたカリキュラムを修業するために養成機関に在籍し、資格の取得が見込まれること。
- ・仕事と修業訓練、または育児と修業訓練の両立が困難であると認められるもの。
- ・教育訓練支援給付金等、訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。
- ・過去に同給付金の支給を受けていないこと。

【対象資格】 看護師・准看護師・助産師・管理栄養士・介護福祉士・保育士・社会福祉士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・製菓衛生師・調理師 等

◆高等職業訓練促進給付金

【支給期間】 取得予定の資格により支給期間が変わります（上限4年）。

詳しくはお問い合わせください。

【支給額】 市民税非課税世帯 月額：100,000円（修業最終年次は月額140,000円）
市民税課税世帯 月額：70,500円（修業最終年次は月額110,500円）

(支給例：看護師)

| 1年次 | 2年次 | 3年次 |
|-----|-----|--------|
| 支給 | 支給 | 支給(増額) |

支給申請があった月以降、月単位で支給します。なお、支給額及び支給期間は今後変更になる可能性もあります。

◆高等職業訓練修了支援給付金（支給要件を満たす方）

- 【申請時期】 受講修了日から起算して30日以内
【支給額】 市民税非課税世帯：50,000円
市民税課税世帯：25,000円



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付を行います。群馬県社会福祉協議会が面接、審査を行い、貸付を決定します。

◆貸付対象・条件

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
- ② 児童扶養手当全部受給者である方
- ③ 県内に住所を有している方
- ④ 養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ⑤ 高等職業訓練促進給付金の支給機関（市、保健福祉事務所）から推薦を受ける方
- ⑥ 同種の修学資金を他から受けていない方及び受ける予定のない方

貸付額：入学準備金 500,000円以内、就職準備金 200,000円以内

貸付利子：保証人を立てた場合は無利子。保証人を立てない場合、返還債務の履行猶予期間中は無利子で、履行猶予期間経過後は年1%。

連帯保証人：原則、1人必要（独立の生計を営む方で県内に居住する方）。ただし貸付希望者が未成年の場合は2人必要。（うち1人は親権者等の法定代理人とする。一方が県内居住者であれば可。）

◆返還が免除になる場合

養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に引き続き5年間従事した場合には、貸付金の返還は免除されます。

◆ご相談・お申し込み窓口

前橋市保健センターこども支援課を通して、群馬県社会福祉協議会に申込み。

※申込みの前に、前橋市保健センターこども支援課を通して、説明資料の請求が必要です。

問い合わせ先：社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

☎027-255-6031

前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

住宅支援資金

自立に向けて意欲的に取り組む母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けたひとり親家庭の親に対し、住宅支援金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とした貸付制度です。群馬県社会福祉協議会が審査を行い、貸付を決定します。

◆貸付対象・条件

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ①群馬県内在住で、児童扶養手当の支給を受けている方
- ②プログラム策定を受けて自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

貸付額：月額上限4万円（他制度との併用によって変動の可能性あり）

貸付期間：最大12か月まで

貸付利子：無利子

連帯保証人：不要

◆返済が免除になる場合

以下のいずれかに該当する場合、返還債務が免除となります。

- ①現に就業していない方が、貸付から1年以内に就業をし、1年間就労を継続すること。
- ②現に就業している方が、貸付から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労を継続すること。

◆ご相談・お申し込み窓口

群馬県母子家庭等就業・自立支援センターを通して、群馬県社会福祉協議会に申込み。

貸付に関する問い合わせ：社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

☎027-255-6031

前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

プログラムに関する問い合わせ：群馬県母子家庭等就業・自立支援センター

（群馬県母子寡婦福祉協議会内）

☎027-255-6636

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

こども支援課

☎027-220-5701

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭のお母さん、お父さん、お子さんが、民間事業者の実施する高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

※ただし、受講開始前に事前相談をおこなっていただく必要があります。

【対象者】前橋市に住所を有するひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある人。お子さんの場合は、ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童。 ※ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している人は対象としません。

① 受講開始時給付金

【支給額】講座受講費用の3割（上限75,000円）

② 受講修了時給付金

【支給額】講座受講費用の1割（①と合わせて上限100,000円）

③ 合格時給付金

【支給額】講座受講費用の2割（①②と合わせて上限150,000円）

就
職

就業・自立支援センター

（群馬県母子寡婦福祉協議会）

群馬県母子寡婦福祉協議会内

☎027-255-6636

ひとり親家庭の保護者等の就業による自立を促進するため、就業相談員による求人情報の提供、職業紹介、講習会の実施等一貫した就業支援サービスを実施します。また、養育費確保のための相談も行います。

- ・就業相談 … 就業に向けた総合的なアドバイスの実施
児童扶養手当受給者の自立支援プログラムの策定
必要に応じて出張相談を行っています（要予約）。
- ・就業支援講習会 … パソコン講習会等の開催
- ・求人情報の提供 … ハローワークとの連携による求人情報等の提供
無料職業紹介 … 求人企業の紹介、雇用企業の開拓
- ・養育費相談 … 養育費の取り決め方・支払請求など
養育費に関する相談および情報提供



- 弁護士による無料相談会（複数回予定）
- ・利用時間 … 平日 9：00～17：00
（定休日：土・日曜日、祝祭日、年末年始）

ハローワークまえばし

（前橋公共職業安定所）

ハローワークまえばし

☎027-290-2111

職業相談・職業紹介を行っています。求人情報の検索もできます。

下記利用時間 平日8：30～17：15（閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始）

〔一般の職業相談・紹介窓口については 月・水は19：00まで開庁延長しています。〕

◆求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指す為の制度で、

- ・求職者支援訓練または公共職業訓練を原則無料で受講できます。（テキスト代などは自己負担）
- ・訓練期間中及び訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
- ・収入、資産など一定要件を満たす方に、訓練期間中に職業訓練受講給付金を支給します。

◆職業訓練受講給付金

支援対象者の方（一定要件があります）がハローワークの支援指示を受け求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合には職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

- ・職業訓練受講手当 月額10万円
- ・通所手当 職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

◆雇用保険（受給には一定の被保険者期間と要件が必要です）

労働者が失業した場合に、生活費の心配をしないで求職活動ができるよう、手当が支給される制度です。

※教育訓練給付金制度もあります。（一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者））

教育訓練給付金制度とは、情報処理技術者資格や介護職員初任者研修などの講座（厚生労働大臣指定のもの）を受講し教育訓練が修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。



就
職

◆ハローワークまえばしマザーズコーナー（ジョブセンターまえばし1F）

仕事と家庭の両立を目指す方（男女問わず）に対して、子ども連れでも来所しやすい環境を整備し、個々のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

- ・ 早期に就職を希望される方には、担当者制により支援いたします。
- ・ 地域の保育施設や保育サービスなど仕事と子育ての両立のための情報を提供しています。
- ・ 就職のためのセミナー、各種講習を実施しています。
- ・ 応募書類の書き方や面接の受け方のアドバイスを実施しています。
- ・ 利用は無料です。

ジョブセンターまえばし



JOBCENTER
MAEBASHI

若者や子育て中の女性向けの就職支援施設です。併設のハローワークの職業紹介窓口で、職業紹介までワンストップで対応します。キッズルームや授乳スペース等も完備していますので、お子さま連れでも安心してご利用できます。

◆主な就職支援メニュー

- ・ キャリアカウンセリングによる1人ひとりに適した就職支援プログラムの作成
- ・ 就職や仕事に役立つ各種セミナー（面接トレーニング、ビジネスマナー等）
- ・ インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング
- ・ 子育て中の方を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会
- ・ 就職後の悩み相談や仲間づくり、スキルアップ講座による定着支援

◆その他

- ・ 会議室等の各部屋の貸し出し

◆利用案内・問い合わせ

開館時間 平日 午前9時～午後9時（休館日：土曜、日曜、祝日、年末年始）

問い合わせメールアドレス：contact@jobcenter-maebashi.com

■就職支援窓口（午前9時～午後5時）TEL：027-289-4634

■講座・施設利用窓口（午前9時～午後9時）TEL：027-252-0500

■ハローワーク窓口（午前9時～午後5時）TEL：027-256-9321

ホームページ

